

## 「医療・介護等支援パッケージ」が閣議決定：介護分野の内容は？

～補正予算 2721 億円、介護報酬改定を待たない賃上げ・経営支援策 Q&A～

総合調査部 副主任研究員 須藤 智也

### (要旨)

- 2025 年 11 月 21 日、高市内閣は「『強い経済』を実現する総合経済対策」を閣議決定し、同月 28 日には裏付けとなる 2025 年度補正予算案を閣議決定した。
- この中で、介護分野の賃上げ・経営支援等に補正予算 2721 億円を措置する「医療・介護等支援パッケージ（介護分野）」（4 事業）が示されている。
- 本稿では 11 月 28 日時点で判明している情報から、「医療・介護等支援パッケージ（介護分野）」4 事業のうち、特に賃上げ・経営支援に関連する 2 事業のポイントを Q&A 形式でまとめている。

### 1. 高市内閣「医療・介護等支援パッケージ」を閣議決定～補助金措置も

2025 年 11 月 21 日、高市内閣は「『強い経済』を実現する総合経済対策（以下「総合経済対策」）」を閣議決定した（注 1）。同月 28 日には裏付けとなる 2025 年度補正予算案を閣議決定した。この中で、介護分野の賃上げ・経営支援等に補正予算 2721 億円を措置する「医療・介護等支援パッケージ（介護分野）」が示された（資料 1）（注 2）。高市首相は所信表明演説で「介護報酬に賃上げ・物価高を適切に反映」、「報酬改定時期を待たずに補助金を措置」と説明していたが（注 3）、実現に向けて動きだしたことになる。

#### 資料 1 「医療・介護等支援パッケージ（介護分野）」の 4 事業

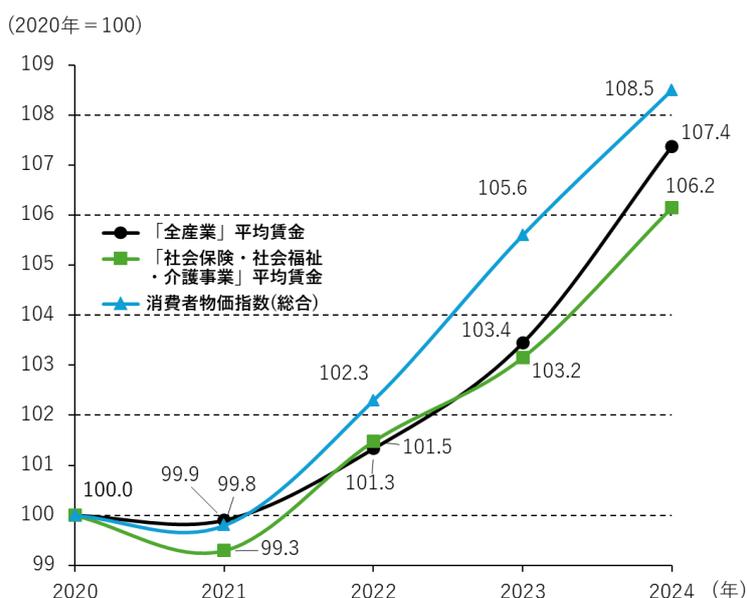
<p><b>ア 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 介護従事者に対して幅広く月 1 万円の賃上げ支援を実施し、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対して月 0.5 万円を上乗せ。</li><li>・ 併せて、介護職員の職場環境改善を支援。人件費に充てた場合、介護職員に対して月 0.4 万円の賃上げに相当。</li></ul> <p>※いずれも半年分</p> <p>1,920 億円</p>	<p><b>イ 介護事業所・施設のサービス継続支援事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、訪問系サービスの訪問・送迎に必要な経費、災害発生時に必要な設備・備品、介護保険施設の食料品の購入費等を支援。</li></ul> <p>※この他、施設の大規模修繕等に対する支援を実施</p> <p>510 億円</p>
<p><b>ウ 介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 介護記録ソフト等の介護テクノロジーの導入・定着や、経営の協働化、経営改善を支援するとともに、これらの支援を行う都道府県相談窓口等の機能強化を図り、伴走支援を充実。</li></ul> <p>220 億円</p>	<p><b>エ 訪問介護・ケアマネジメントの提供体制確保支援事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 経験年数が短いホームヘルパーへの同行支援や、中山間地域等における通所介護事業所の訪問機能追加、訪問介護事業所のサテライト（出張所）の設置、居宅介護支援（ケアマネ）事業所の人材確保、シャドワーク等の業務負担軽減、協働化等を支援。</li></ul> <p>71 億円</p>

（出所）厚生労働省「令和 7 年度厚生労働省補正予算案の主要施策集」（2025）より抜粋

介護事業者の介護保険からの報酬（収入）は原則3年度ごとに改定される公定価格に基づく。価格転嫁が難しく収入は固定的だ。そのため、職員の賃上げ原資には限りがある。また、短期的な物価上昇は経営を逼迫させることになる（資料2）。次回の定期改定である2027年度を待たない適切な補助金措置は、介護職員・事業者にとって環境改善の一助となる可能性がある。

本稿では11月28日時点で判明している情報から、「医療・介護等支援パッケージ（介護分野）」の4事業のうち、特に賃上げ・経営支援に関連する2事業（ア.介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業（以下「賃上げ支援事業」、イ.介護事業所・施設のサービス継続支援事業（以下「経営支援事業」）のポイントをQ&A形式で整理した。なお、「総合経済対策」に明記された2026年度中の介護報酬臨時改定については、拙稿「[高市新総裁が介護報酬の期中改定に言及：規模は？財源は？](#)」も参照されたい。

資料2 平均賃金（全産業・介護福祉等）と消費者物価指数（総合）の推移（2020年=100）



(注)平均賃金・消費者物価指数についてそれぞれ2020年の値を100とした場合の推移。

(出所)総務省「2020年基準消費者物価指数」(2025)・厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(各年版)より第一生命経済研究所作成

## 2. 「医療・介護等支援パッケージ(介護分野)」のポイント

Q: 「賃上げ支援事業」、全体像は？

A: 「①介護従事者への幅広い支援」「②生産性向上・協働化に取り組む事業者で働く介護従事者への支援」「③職場環境改善に取り組む事業者の支援」の3本柱から成る。①は処遇改善加算（注4）の対象サービス（特養・老健・訪問介護・通所介護等）、対象外サービス（訪問看護・訪問リハ・居宅介護支援等）を問わず、幅

広い事業者には職員1人あたり月1万円を交付するもの。②はケアプランデータ連携システム（注5）に加入する訪問・通所系サービス、生産性向上推進体制加算（注6）を取得する施設系サービス等に、職員1人あたり月0.5万円を交付するもの。③は所定の職場改善計画（要件は2024年度「介護人材確保・職場環境改善等事業」（注7）と同様）を策定・実施する事業者には、職員1人あたり月0.4万円の賃上げが可能な補助金を措置するもの。いずれも事業者が申請書類を作成後、都道府県へ提出し、都道府県から事業者へ補助金が交付される。最大で職員1人あたり月1.9万円の賃上げ支援になる。対象期間は2025年12月から2026年5月までの6ヶ月間。

Q：「賃上げ支援事業」、開始時期は？

A：対象期間は2025年12月～2026年5月の6ヶ月間だが、現時点では申請・交付がいつ頃になるのか、明示されていない。ただし、補正予算が12月中に国会で成立した場合、早ければ12月中に厚生労働省が自治体に「実施要綱」を通知するのではないだろうか。その後、自治体ごとに申請手続き・補助金交付が始まることになる。なお、例えば2023年度補正予算は2023年11月29日に国会で成立し、「介護職員処遇改善支援補助金」交付が決定した。「実施要綱」は2024年1月25日に通知された（注8）。同措置の対象期間は同年2～5月だったが、東京都では申請締切が4月、2～4月の補助金交付が6月末、5月分交付は7月末となった（注9）。

Q：「賃上げ支援事業」、規模は2024年度の施策と比べてどうか？

A：「賃上げ支援事業」の予算総額は1920億円。2024年度は同様の事業に補正予算806億円が措置されたが、2倍超の規模になる。職員1人あたりの交付額や措置対象者の範囲も前年度より大きい。2024年度は「処遇改善加算を取得する事業者」を対象に「常勤の介護職員1人あたり約5.4万円の一時金支給」が可能な補助金が交付された。補助金は職場環境改善に資する利用も可能だったが、賃上げを用途とする場合、約150万人（806億円÷5.4万円）が対象者となる規模感だった。2024年度事業では非常勤職員分の補助は無く、処遇改善加算の対象外サービス（訪問看護・訪問リハ・居宅介護支援等）への措置も無かった。一方、今年度は「①介護従事者への幅広い支援」だけでも職員1人あたり計6.0万円（月1.0万円×6ヶ月）が措置される。対象者の規模感が現時点では明示されているわけではないが、非常勤職員も含めた210万人程度となるのではないだろうか（注10）。また、「②生産性向上・協働化に取り組む事業者で働く介護従事者への支援」についても現時点で明確な対象者の規模感が示されているわけではないが、ケアプランデータ連携システムの導入率や生産性向上推進体制加算の算定率

の推移等から、多くて100万人程度となるのではないだろうか（注11）。「③職場環境改善に取り組む事業者の支援」についても現時点で対象者の規模感が明示されているわけではないが、交付要件が2024年度「介護人材確保・職場環境改善等事業」と同様であるため、150万人程度となるのではないだろうか（注12）。

Q：「経営支援事業」、全体像は？

A：「(1)介護事業所等に対するサービス継続支援」「(2)介護施設等に対するサービス継続支援」の2事業が中心となる（この他「施設の大規模修繕支援」がある）。(1)は施設系サービス（特養・老健・介護医療院等）の事業者には定員1人あたり0.6万円を交付、訪問系サービス（訪問介護・通所介護等）の事業者には規模に応じて20～50万円を交付、その他サービスの事業者には20万円を交付するもの。補助金は「訪問・送迎の移動の経費等、サービスの提供に必要な経費」や「大規模災害への備え」として「衛生用品、医療用品」等の購入費用に充てることができる。(2)は施設系サービス（特養・老健・介護医療院等）の事業者には定員1人あたり1.8万円を交付するもの。補助金は食材購入費用に充てることができる。(1)(2)いずれも「物価上昇の影響がある中でサービスを円滑に継続」するための支援と銘打たれた（注13）。事業の予算総額は510億円。

Q：「経営支援事業」、開始時期は？

A：「賃上げ支援事業」と同様、現時点では申請・交付がいつ頃になるのか明示されていない。ただし、補正予算が12月中に成立した場合、早ければ12月中に厚生労働省が自治体に「実施要綱」を通知するのではないだろうか。その後、自治体ごとに申請手続き・補助金交付が始まる。なお、例えば、2020年度第2次補正予算は2020年6月12日に国会で成立し、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）」の交付が決定した。「実施要綱」は同月19日に通知された（注14）。東京都では7月に事業実施の案内が事業者へ通知され、7月末までの申請で8月末～9月上旬の交付、8月末までの申請で9月末～10月上旬の交付となった（注15）。

Q：今回の補助金措置、懸念は？

A：補助金の交付はあっても基本報酬が変わるわけではない。一時的支援に留まり根本的な経営改善とまではいえない可能性はある。また、補助金を受領するため、事業者は交付要件を理解し申請書類を準備する必要がある。この点は一定程度の事務作業負担になる。また、一部の介護保険サービス（福祉用具貸与・特定福祉用具販売等）の処遇が現時点では判明していない（サービス名の明記がない）。

Q：高市首相のこれまでの発言は？

A：自民党総裁選中の2025年9月26日、愛知県の演説会で「介護報酬の前倒し改定」に言及。同月29日、東京都の医療機関視察後に記者会見で「介護報酬の改定を急ぐ」と発言した。一方、10月6日の新総裁会見では「介護施設が大変な状況。補正予算を使わせていただく」と述べた（注16）。同月24日の所信表明演説では「介護報酬に賃上げ・物価高を適切に反映させる」、「報酬改定を待たず経営改善・従事者の処遇改善につながる補助金を措置する」と発言。11月4日、代表質問への答弁でも「公定価格の引き上げを行う」、「報酬改定期間を待たずに補助金を措置する」と言及した（注17）。同月11日の衆議院予算委員会質疑では「報酬改定を待たずして予算を手当てし、介護に携わる方々の賃上げを行っていく」と述べた（注18）。同月21日の「総合経済対策」閣議決定後の記者会見では「介護施設に報酬改定の時期を待たず前倒しで補助金を緊急措置」、「介護従事者全般には月1万円の半年分の賃上げを措置」と発言した（注19）。なお、これまで言及した「介護報酬の前倒し改定」「補助金措置」はいずれも「総合経済対策」に明記されている。

Q：介護施設の「厳しい経営状況」とは？

A：厚生労働省「令和7年度介護事業経営概況調査」によると、2024年度決算時に赤字となった事業者は特養で44.3%、老健で49.3%、訪問介護で35.1%、通所介護で37.4%、居宅介護支援で40.0%等となった（注20）。東京商工リサーチの調査（注21）では、2024年の介護事業者の倒産件数は172件で過去最多となった。このうち従業員10人未満の小規模事業所が143件で全体の約8割を占めた。なお、倒産理由は「売上不振」が125件で最多であった。

Q：補助金で介護施設の経営は改善するか？

A：短期的には改善するかもしれない。ただ、基本報酬が変わらなければ、本質的に経営が改善するとまではいえない。介護事業所の介護保険からの収入（報酬）は主に公定価格で決まる。そのため、サービス料金等への価格転嫁が難しく収入は固定的だ。また、報酬は原則3年度ごとに改定される。したがって、例えば賃金・物価が短期間で急激に上昇する社会環境では、報酬の硬直性が事業所の経営を逼迫させる理由となりうる（注22）。本質的な経営改善のために、インフレの影響を考慮する報酬制度の導入、報酬改定期間の変更等については議論の余地がある（注23）。

Q：介護報酬の定期改定に向けた動きは？

A：2027年4月の定期改定に向けては、①2024年の冬に厚生労働省社会保険審議会

介護保険部会で方向性の議論が開始し、②現在も議論が続いている（2025年の冬まで続く予定）。今後、③2026年の夏に新たな報酬単位等がまとまり、④2026年の秋に「基本指針」が告示され自治体と内容が調整される予定（注24）。

Q：介護報酬の臨時改定（期中改定）に向けた動きは？

A：「総合経済対策」には「他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」と明記された。今回の「賃上げ支援事業」の対象期間が2025年12月から2026年5月までとなったため、臨時改定については2026年度予算の編成過程において、早ければ2026年6月頃の前倒しが検討される可能性はあるのではないかと（注25）。

以上

## 【注釈】

- 1) 首相官邸 HP 『『強い経済』を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～』より（2025年11月28日閲覧）。  
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/sougoukeizaitaisaku2025/index.html>
- 2) 厚生労働省（2025）「令和7年度厚生労働省補正予算案のポイント」より。  
[https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/25hosei/dl/25hosei\\_point.pdf](https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/25hosei/dl/25hosei_point.pdf)
- 3) 自由民主党 HP 「第219回臨時国会における高市内閣総理大臣所信表明演説」より（2025年11月28日閲覧）。  
<https://www.jimin.jp/news/policy/211670.html>
- 4) 処遇改善加算は、現行の介護保険制度において、基本報酬とは別に介護職員の賃金を引き上げるために設けられているもの。訪問介護、訪問リハ、居宅介護支援等は加算の対象となっていない。本稿に記載している「処遇改善加算の対象サービス」とは、特養・老健・訪問介護・通所介護等の処遇改善加算を算定することができる介護保険サービスのことを指す。「処遇改善加算の対象外サービス」とは、訪問看護・訪問リハ・居宅介護支援等の処遇改善加算を算定することができない介護保険サービスのことを指す。今回の「賃上げ支援事業」の対象サービス・対象外サービスという意味ではない。
- 5) ケアプランデータ連携システムは、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりをオンラインで完結できる仕組みのこと。
- 6) 生産性向上推進体制加算は、2024年度介護報酬改定で施設系サービスを対象に創設された。テクノロジーの継続活用に伴うランニングコストの負担軽減を目的としている。加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）の区分があり、前者は月100単位、後者は月10単位を算定できる。算定には、①テクノロジー導入、②業務改善結果を示すデータの提出、③生産性向上委員会の設置・開催等の要件を満たす必要がある。
- 7) 詳細は厚生労働省（2025）「介護人材確保・職場環境改善等事業の実施について」のとおり。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001403387.pdf>

- 8) 厚生労働省 (2024) 「令和 5 年度介護職員処遇改善支援事業の実施について」より。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001197904.pdf>
- 9) 東京都 HP 「介護職員処遇改善支援補助金について (令和 6 年 2 月から 5 月)」より (2025 年 11 月 28 日閲覧)。  
[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/shogukaizen\\_shien\\_hojokin\\_r6](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shogukaizen_shien_hojokin_r6)
- 10) 対象者の規模感は補正予算額・介護職員数・事業内容に基づく筆者の推定。①については厚生労働省 (2025) 「令和 5 年介護サービス施設・事業所調査」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12004000/001362534.pdf>) に基づく介護職員数 (介護保険給付の対象となる介護サービス事業所・介護保険施設に従事する常勤・非常勤を含めた実人員数) が 2023 年に 212.6 万人とされていることから推定。
- 11) 対象者の規模感は補正予算額・介護職員数・事業内容・システム導入率・加算算定率に基づく筆者の推定。②については、ケアプランデータ連携システムの導入率が厚生労働省 (2025) 「介護分野の文書に係る負担軽減の取組の進捗等について」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001558398.pdf>) において 9.8% とされていること、生産性向上推進体制加算の算定率が、筆者が確認した 2 件の調査ではいずれも半数を下回っていること、厚生労働省 (2025) 「令和 5 年介護サービス施設・事業所調査」に基づく介護職員数 212.6 万人の内訳が入所系 102.6 万人、訪問通所系 88.2 万人であることを踏まえ、入所系・訪問通所系のそれぞれ半数程度が生産性向上推進体制加算を算定しケアプランデータ連携システムを導入する見込みとして推定。
- 12) 対象者の規模感は補正予算額・介護職員数・事業内容に基づく筆者の推定。③については、交付要件が 2024 年度補正予算「介護人材確保・職場環境改善等事業」と同様であることため、806 億円から職員 1 人あたり 5.4 万円の一時金を支給する場合の人数から推定。
- 13) 「物価」対策のための補正予算措置については例えば、2024 年度補正予算で重点支援地方交付金の「推奨事業メニュー」に介護施設等への「物価高騰対策支援 (食料品価格の高騰分等の支援、エネルギー価格の高騰分等への支援)」が明記された例がある。詳細は厚生労働省 (2025) 「介護サービス事業所・施設等への支援に関する『重点支援地方交付金』等の更なる活用について (共有)」のとおり。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001358745.pdf>
- 14) 厚生労働省 (2020) 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 (介護分) の実施について」より。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000641923.pdf>
- 15) 一般社団法人東京都老人保健施設協会 HP 「東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 (介護分) の実施について」より (2025 年 11 月 28 日閲覧)。  
<https://www.roken-tokyo.or.jp/info/%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E9%83%BD%E6%96%B0%E5%9E%8B%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A%E3%82%A6%E3%82%A4%E3%83%AB%E3%82%B9%E6%84%9F%E6%9F%93%E7%97%87%E7%B7%8A%E6%80%A5%E5%8C%85%E6%8B%AC%E6%94%AF%E6%8F%B4%E4%BA%8B/>
- 16) 自由民主党 HP 「もう一度信頼される自民党に 高市新総裁が就任会見」より (2025 年 11 月 28 日閲覧)。  
<https://www.jimin.jp/news/information/211536.html>

- 17) 自由民主党「第 219 回臨時国会における小林鷹之衆議院議員代表質問 (2025. 11. 4)」より (2025 年 11 月 28 日閲覧)。  
<https://www.youtube.com/watch?v=3aN4oi1vAcw>
- 18) 衆議院 HP「臨時国会衆院予算委員会 (2025 年 11 月 11 日 15 時 18 分～)」より (2025 年 11 月 28 日閲覧)。  
[https://www.shugiintv.go.jp/jp/index.php?ex=VL&deli\\_id=55967&media\\_type=](https://www.shugiintv.go.jp/jp/index.php?ex=VL&deli_id=55967&media_type=)
- 19) 首相官邸 HP「総合経済対策等についての会見」より。  
<https://www.kantei.go.jp/jp/104/statement/2025/1121kaiken.html>
- 20) 厚生労働省 (2025)「令和 7 年度介護事業経営概況調査の概要 (案)」より。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001599503.pdf>
- 21) 東京商工リサーチ「2024 年『介護事業者』倒産が過去最多の 172 件『訪問介護』が急増、小規模事業者の淘汰加速」HP より (2025 年 11 月 28 日閲覧)。  
[https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1200835\\_1527.html](https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1200835_1527.html)
- 22) 2025 年度の地域別最低賃金の全国平均は 1,121 円で、前年度から 66 円上昇した。全国の消費者物価指数 (生鮮食品を除く総合) は 2025 年 1 月～10 月の各月で前年同月比 2.7～4.0%で推移している。2025 年度にも賃金・物価の上昇は進んでいる。
- 23) 原則 3 年度ごとの改定については、介護保険財政の安定運営、保険料設定管理等の観点で制度の持続可能性担保に裨益してきた部分もある。例えば、2024 年度の介護報酬定期改定で導入された施策は 2027 年度改定までの期間に実施状況の調査や効果の測定が行われる。報酬改定までに一定期間を有する制度設計が、施策の展開・検証・改良・再展開のサイクルにおいて有効性を発揮してきた一面等もある。
- 24) 厚生労働省 (2025)「第 10 期介護保険事業 (支援) 計画の作成準備について」より。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/001526855.pdf>
- 25) なお、厚生労働省の 2026 年度概算要求は 2025 年 8 月に公表されているが、ここでは 2026 年度介護報酬改定に関する予算は要求されていない。

## 【参考文献】

- ・ 須藤智也 (2025)「高市新総裁が介護報酬の期中改定に言及：規模は？財源は？～「インフレ改定」なら史上初・経営支援で倒産件数を減らせるか～」  
<https://www.dlri.co.jp/report/ld/530340.html>
- ・ 星野卓也 (2025)「高市新政権と社会保障改革～「高圧経済政策」との親和性を考える～」  
<https://www.dlri.co.jp/report/macro/530695.html>
- ・ 星野卓也 (2025)「2025 年度補正予算案のポイント～焦点は例年と異なる本予算の編成～」  
<https://www.dlri.co.jp/report/macro/546587.html>

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。